

茨城県立結城第二高等学校  
運動部活動の在り方に関する活動方針

平成30年8月

茨城県立結城第二高等学校特活部

# 目次

はじめに

第1 「茨城県立結城第二高等学校運動部活動の運営方針」策定の趣旨

第2 新たな運動部活動に向けての茨城県立結城第二高等学校の運営方針

- 1 学校教育の一環として、適切な運営を行うこと
- 2 適切な運動部活動の運営のために体制を整備すること
- 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
- 4 適切な休養日等の設定
- 5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備
- 6 学校単位で参加する大会等の見直し

おわりに

## はじめに

- 運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、各運動部活動の責任者（部活動顧問）の指導の下、学校教育活動の一環として行われ、本校のスポーツ振興・発展の基盤を担っている。
- 運動部活動は、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成し、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図るための意義ある活動として実施されている。
- 本校の運動部活動は、長年にわたり顧問の指導にかける情熱と献身的な取組により、生徒の体力の向上や、他者を尊重し協働する精神や、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培うなど、豊かな人間形成を育む基礎を担っている。
- しかしながら、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、結城二高単独あるいは結城二高の教職員だけでは解決できない課題が増えている。運動部活動においては、従前と同様の運営体制では維持が困難になってきており、存続の危機に瀕する場合も見受けられる。
- 生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として、運動部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた活動に取り組むことができるよう、速やかに、運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。
- 茨城県立結城第二高等学校では、「茨城県運動部活動の運営方針」並びに「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）」に則り、「茨城県立結城第二高等学校運動部活動の在り方に関する活動方針」を定めることとなった。

# 第1「茨城県立結城第二高等学校運動部活動の運営方針」 策定の趣旨

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒が運動やスポーツを主体的に楽しむことで運動習慣等の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることが実現できるようにすること。
- 運動部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学校は、学校教育の一環として教育課程との密接な関係を図り、適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な運営に努めること。
- 学校全体として運動部活動の運営及び指導に係る体制構築に努めること。
- 全ての生徒にとって望ましい運動・スポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が上記の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で実施されること。

## 第2 新たな運動部活動に向けての茨城県立結城第二高等学校の運営方針

### 1 学校教育の一環として、適切な運営を行うこと

(1) 運動部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標、経営方針に基づき、実施するものである。

### 2 適切な運動部活動の運営のために体制を整備すること

(1) 校長は、「県運営方針」に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。

(2) 運動部顧問は、「年間の活動計画（平日及び休日における活動日、休養日及び参加を予定する大会）」、並びに「毎月の活動計画」及び「活動実績（活動日時・場所・休養日及び大会参加日等）」を作成し、校長に提出する。

(3) 校長は、「学校の運動部活動に係る活動方針」及び「年間の活動計画」、「毎月の活動計画」を、学校のホームページ等への掲載により公表する。

### 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 学校は、運動部活動を組織的に運営するとともに、生徒の生活や健康に留意しながら、運動部顧問の指導に係る業務の適正化を図るため、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的に活動していくこととする。

(2) 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止、及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

(3) 運動部顧問は、科学的な見地に基づき最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭、学校医等と連携・協力して、発育・発達の個人差をはじめ、特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(4) 運動部活動の運営をマネジメントしていく観点から、運動部活動経営の基

本として「PDCAサイクル」を着実に実施することが必要である。

さらに、計画（Plan）前に、調査（Research）、計画の目標（Object）等を加え、より最適な運営を目指した工夫・改善に努めることが重要である。

※ Plan（計画）：実績や生徒の実態に応じて作成

Do（実施・実行）：計画に沿って安全に実施

Check（点検・評価）：実施状況や効果・盛夏を点検・評価

Action（処置・改善）：実施計画や活動内容の見直し、改善

(5) 運動部顧問は、活動目標、指導方針、出場し合い等、具体的な練習内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝えることが重要である。また、日頃の指導においても、運動部顧問と生徒間のコミュニケーションを十分に図り、練習においてできるだけ短時間に「誰が、何を、いつ、どこで、なぜ（どのような目的で）、どのように行えばよいか」等を的確に伝え、理解させるとともに、安全に徹した指導が実現できるようにする必要がある。

(6) 運動部顧問は、中央競技団体の指導手引きを活用して上記に基づく指導を行う。「学校の運動部活動に係る活動方針」及び「年間の活動計画」、「毎月の活動計画」を、学校のホームページ等への掲載により公表する。

#### 4 適切な休養日等の設定

(1) 運動部活動における休養日の確保及び活動時間については、生徒のバランスのとれた生活と成長に十分配慮するとともに、スポーツ医・科学の観点からジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、望ましい活動時間を設定することとする。

(2) 休養日については、週当たり1日以上設ける。また、土曜日及び日曜日についてはいずれか1日を休養日とする。

(3) 長期休業中における休業日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(4) 1日の活動時間は、平日で2時間程度、休業日（学期中の土曜日・日曜日を含む）は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(5) 心身の疲労が解消できる十分な休養をとるための時間の確保や、学校生活に支障を来すことがないように、原則として朝の活動は行わず、時間に合理的

でかつ効率的・効果的に活動していく。

- (6) 学校として生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、長期的・計画的に指導を実践していくことが重要であるとともに、全国高等学校体育大会、全国高等学校選抜大会等の予選を含む試合前は、日々の努力の積み重ねの成果を存分に発揮することが必要とされる重要な期間であることから、この期間にこそ、校長のリーダーシップの下、十分に活動時間等の調整をする必要がある。
- (7) 校長は、「学校の運動部活動に係る指導方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに学校の設置者が策定した方針に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その適切な運用を徹底する。
- (8) 休業日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえ、定期試験等の実施前の一定期間を、学校全体の運動部活動休養日として設定する。

## 5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- (1) 学校は、生徒の多様なニーズを踏まえた運動部活動の設置や、学校の実情に応じた合同チームの推進、部活動指導員等の積極的活用を図るとともに、地域の競技関係団体と連携するなど、組織として体制を整えていくこととする。
- (2) 校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部活動の設置を検討する。具体的には、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものなどを考える。
- (3) 少年期におけるジュニア・アスリートの育成については、必ずしも、学校における全ての運動部活動が担うものではない。とりわけ、高い資質・能力を有し、競技力向上のための質の高い活動が必要とされる生徒に対しては、各種団体等の外部の協力を得るなどして、組織として育成体制を整えることが必要である。その際、運動部顧問の負担軽減を図るため、顧問が、地域の指導者として恒常的に参加することがない仕組み作りに努めるとともに、生徒のバランスのとれた生活や健全な成長に配慮した指導体制をとることができるよう仕組みづくりをする必要がある。

(4)校長は、生徒のスポーツ環境充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという観点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境の整備を推進する。

## 6 学校単位で参加する大会等の見直し

(1)学校は、各運動部が参加する大会・試合等を把握し、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・試合等を精査する必要がある。

(2)校長は、茨城県高等学校体育連盟が定める大会数の上限の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度にならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。



## おわりに

- 「茨城県立結城第二高等学校運動部活動の在り方に関する活動方針」は、生徒及び運動部顧問の両視点に立った、学校の運動部活動改革に向けた具体の取組について示す方針である。
- 今後の少子化を踏まえれば、スポーツ環境の整備については、長期的には従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。
- 文化部活動においては、文化部活動の特性を踏まえつつ、「県運営方針」の「2 適切な運動部活動の運営のための体制整備」及び「4 適切な休養日等の設定」について準じた取扱いをすることとする。

なお、文化庁において、平成30年度に「文化部の在り方に関する有識者会議」を設置し、文化部活動の在り方に関し、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（仮称）」の策定を進めている。